

令和8年度副食費について

【副食費の算定について】

副食費は、お子さんの扶養義務者のうち、原則として同一生計の父母の市町村民税額の合計額によって算定します。4月分から8月分は前年度、9月分から翌年3月分は当該年度の市町村民税額に基づいて決定します。

※0から2歳児クラスのお子さんの副食費は、保育料に含まれているため新たな負担は生じません。
※市町村民税額や世帯状況に変更（婚姻、離婚、祖父母等と同居・別居など）があった場合、副食費が変更となる場合がありますので必ず大竹市こども家庭課児童係へご相談ください。

保育所等の利用月	市町村民税該当年度
4月から8月まで	令和7年度市町村民税額 ※令和6年中の収入等に基づくもの
9月から翌年3月まで	令和8年度市町村民税額 ※令和7年中の収入等に基づくもの

- ・父母の市町村民税額が一定基準を満たさない場合、同居の親族を算定に含む場合があります。
- ・算定に用いる「市町村民税所得割額」は、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、寄附金控除等）は適用されません。
- ・政令指定都市では、平成30年度から市民税所得割の税率が6%から8%に変更されましたが、変更前の税率（6%）で算定します。
- ・保護者の市町村民税の課税状況が確認できない場合（未申告等）、副食費は免除されません。

【副食費の免除について】

次のいずれかに該当する場合、副食費を免除します。

○生活保護世帯、里親、小規模住宅型児童養育事業を行う者

○保育認定（2号認定）の児童で、

- ・市町村民税所得割合計額が57,700円未満（ひとり親世帯及び在宅障害児（者）のいる世帯は77,101円未満）の世帯
- ・同一世帯の小学校就学前の保育所等を利用している児童が3人以上いる場合で、3人目以降の児童

○教育認定（1号認定）の児童で、

- ・市町村民税所得割合計額が77,101円未満の世帯
- ・同一世帯の小学校3年生までの児童と小学校就学前の保育所等を利用している児童が合わせて3人以上いる場合で、3人目以降の児童

※次のいずれかに該当する場合で届け出ていない場合は、副食費が免除される場合がありますので支給認定の変更申請手続きを行ってください。（該当しなくなった場合も届け出が必要です。）

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定するひとり親家庭の世帯
- ・在宅障害児（者）のいる世帯
- ・生活保護法による被保護世帯、またはこれに準ずる世帯

【副食費の減免について】

次のいずれかに該当し、副食費を納付することが著しく困難と認められる場合は、申請により副食費が減免される場合があります。該当する場合は、こども家庭課児童係へご相談ください。

- ・火災、風水害等の災害を受けたとき
- ・その他特別な事情があると認められるとき

【副食費の額・納付先・納付方法について】

施設等区分	副食費の額(月額)	納付先	納付方法
大竹保育所、小方認定こども園	4,000円	大竹市	口座振替または納付書
私立の保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園等	施設が定める額	施設	施設が定める方法
大竹市外の公立の保育所、認定こども園等	施設が所在する市町村が定める額	施設が所在する市町村	各市町村が定める方法

※副食費の徴収・免除の決定は大竹市が行います。

○納付先が大竹市の方の納付方法

口座振替または納付書により納めていただきます。

(1) 口座振替（決定通知書の納付方法が「口座振替」の場合）

金融機関から、各納期限日に引き落とされます。残高の確認をお願いします。

(2) 納付書による納付

納付書を使用し、各納期限日までに金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォン等の電子機器による決済サービス、大竹市役所または各支所でお納めください。納付場所については、納付書裏面をご確認ください。

◎大竹市への副食費の納付は、口座振替をご利用ください。手続きに日数を要しますので、口座振替開始までの間は、納付書により金融機関等でお納めください。

口座振替の登録は、下記の金融機関の窓口で申し込み手続きができます。申し込みの際は、通帳またはキャッシュカードと金融機関届出印をご持参ください。市外の窓口で手続きされる場合は、「大竹市口座振替依頼書」をお送りしますので、こども家庭課児童係へご連絡ください。

また、市役所税務課収納係（4番窓口）でも口座振替の登録ができます（広島銀行、広島県信用漁業協同組合連合会を除く）。手続きには、キャッシュカード、本人確認書類、委任状（口座名義人以外の方が手続する場合）、暗証番号が必要です。

- ・四国銀行
- ・西京銀行
- ・ひろしま農業協同組合
- ・広島銀行
- ・広島信用金庫
- ・広島県信用漁業協同組合連合会
- ・山口銀行
- ・中国労働金庫
- ・ゆうちょ銀行及び郵便局
- ・もみじ銀行

○納付先が大竹市以外の方の納付方法

各納付先が定める方法により納めていただきます。詳細は、各納付先にご確認ください。

大竹市健康福祉部こども家庭課児童係
大竹市小方一丁目11番1号
TEL 59-2148（直通）